国立研究開発法人協議会の設立について

平成 28 年 1 月 21 日に、国立研究開発法人全 31 機関が集まり国立研究開発法人 協議会を設立しました。

国立研究開発法人は、平成27年4月1日に改正独法通則法に基づき、31の国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指して発足したところであります。

国立研究開発法人協議会では、個々の国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指した運営を行うにあたって、国立研究開発法人間で研究開発や人材の交流・育成、法人運営面で密接に連携協力することにより、それぞれの研究開発能力・研究推進能力の一層の向上を図り、我が国の科学技術の水準の向上とイノベーションの創出へのさらなる寄与を図るため、国立研究開発法人が一堂に会し、諸課題を議論する場として、協議会を設立しました。

会 長 松本 紘 (理化学研究所 理事長)

副 会 長 堀田 知光 (国立がん研究センター 理事長)

井邊 時雄(農業・食品産業技術総合研究機構 理事長)

中鉢 良治 (産業技術総合研究所 理事長)

魚本 健人(土木研究所 理事長)

濵口 道成(科学技術振興機構 理事長)

分科会長 連携協力分科会長 (兼任)

中鉢 良治 (産業技術総合研究所 理事長)

運営課題分科会長

平 朝彦 (海洋研究開発機構 理事長)

平成28年1月21日 国立研究開発法人協議会

国立研究開発法人協議会の設立について (申し合わせ事項)

1. 目的

平成27年4月1日、改正独法通則法に基づき、31の国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指して発足した。

個々の国立研究開発法人が研究開発成果の最大化を目指した運営を行うにあたって、これらの国立研究開発法人が研究開発や人材の交流・育成、法人運営面で密接に連携協力することにより、それぞれの研究開発能力・研究推進能力の一層の向上を図り、我が国の科学技術の水準の向上とイノベーションの創出へのさらなる寄与が期待できる。

このため、国立研究開発法人が一堂に会し、諸課題を議論する場として、協議会を設立する。

2. 参加法人

当面、独立行政法人通則法に定める「国立研究開発法人」31機関とし、研究開発力強化法で定める国立研究開発法人以外の6法人(中期目標管理法人)にもオブザーバーとして参加を呼び掛ける。

3. 名称及び形態

任意団体として「国立研究開発法人協議会」とし、略称を「国研協」とする。

4.活動方針

- (1) 機関長レベルでの総会を年2回(5月、11月)開催する。
- (2) 総会において、基本的な検討事項、検討体制等について、包括的議論を行う。
- (3) 具体的な検討にあたっては、課題ごとに分科会を設置し、担当理事・実務

者レベルで検討する。

- (4) 本協議会における検討結果については次のように対処する。
 - ・ 法人間で、解決できる問題については、実施に向け具体的に検討し、実行に移す。
 - ・ 法律的、制度的隘路など、政府レベルでの解決が必要な場合は、国と協力して解決に努力する。
- (5) 政府から、国立研究開発法人に共通する事項等に関する意見聴取や検討要請があった場合、意見の調整・とりまとめ等において協力する。
- (6) その他、学術団体等からの働きかけがあれば、可能な範囲で協力する。

5. 役員及び事務局

- (1) 役員(法人の役職指名)
 - ·会長1名、副会長5名以内
 - ・任期:2年(設立時のみ平成30年5月総会時まで。以降、2年間)
 - ・選任方法:会長は投票により選任し、副会長は会長から指名する。 会長の選任方法については別に定める。

(2) 事務局

- ・会長所属機関を中心に、副会長所属機関が協力
- ・開催地に応じて、地元機関が会場の手配等で協力

6. その他

- •各国立研究開発法人と所管府省との関係は各法人に委ねる。
- ・必要に応じ案件を限ってオブザーバーとして、関係省庁の出席を求める。

国立研究開発法人協議会 参加法人

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 国立研究開発法人物質·材料研究機構
- 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 国立研究開発法人放射線医学総合研究所
- 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 国立研究開発法人理化学研究所
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 国立研究開発法人農業,食品產業技術総合研究機構
- 国立研究開発法人農業生物資源研究所
- 国立研究開発法人農業環境技術研究所
- 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 国立研究開発法人森林総合研究所
- 国立研究開発法人水産総合研究センター
- 国立研究開発法人產業技術総合研究所
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 国立研究開発法人十木研究所
- 国立研究開発法人建築研究所
- 国立研究開発法人海上技術安全研究所
- 国立研究開発法人港湾空港技術研究所
- 国立研究開発法人電子航法研究所
- 国立研究開発法人国立環境研究所

※オブザーバー参加法人

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人日本学術振興会

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

独立行政法人交通安全環境研究所

平成28年1月21日 国立研究開発法人協議会

分科会の設置について

本協議会に以下の2つの分科会を設置することとする。当面の検討課題の検討にあたっては、各分科会において検討を行うこととする。

- ○各法人は、以下のどちらかの分科会に所属することとする。 両方の分科会 に所属することは妨げない。
- ○各分科会長については立候補によるものとする。 立候補がなければ協議 会役員が指名することとする。
- ○各分科会の事務局は分科会長所属機関が行うこととする。

A. 連携協力分科会

国立研究開発法人が自らの研究開発をより発展させるには、他の国立研究開発法人との協力関係も強化する必要がある。そのため、国立研究開発法人間の共同研究等、研究開発の推進のための連携協力を推進するための方策等を検討する。

また、クロスアポイントメント等による人材交流や頭脳循環のための人材流動化、さらには関連する分野の研究者、技術者等の人材育成に関する協力関係の構築等についての検討を行う。

B. 運営課題分科会

国立研究開発法人における人事制度や予算執行をはじめとする業務環境は、大学や産業界とは法的枠組みや制度運用等において異なる点があり、現在の独法制度が効果的かつ効率的な法人運営上の隘路となっている場合がある。そこで、国立研究開発法人が一体となってこれらの課題を解決し、より優れた研究環境を整備し、研究開発の円滑な推進が図れるように検討を行う。